(1) 総則

- 1. この合宿免許は、株式会社 TDG ホールディングス(ほめちぎる教習所 伊勢)(以下「当社」といいます)が企画・募集し実施致します。参加されるお客様は当社と合宿免許契約(以下「本契約」といいます)を締結することになります。
- 2. 合宿免許の内容・条件は、募集広告、パンフレット、予約確認書面によります。
- 3. 当社は、お客様が当社の定める日に合宿教習を開始することができるように、自動車教習所、宿泊施設、その他付帯するサービスを手配し、教習所滞在 日程を管理致します。

(2) お申し込みと本契約の成立

- 1. 当社は、お客様より入校日、自動車教習所、運転免許種別を指定して手配の希望を承り、且つ道路交通法、自動車教習所個別規則、旅行条件、空席状況、合宿教習を受講する方が未成年の場合は親権者の同意を確認した上で当社が手配を承諾する旨お客様へ回答した場合に合宿教習のお申し込みとして取り扱います。
- 2. 当社はお申し込み後、当社が指定する期日までに次のお支払い方法の1つ又は2つ以上の方法でお客様より教習料金の全額を受領するか、又はお支払い方法が確定した場合、本契約の成立として取り扱います。
 - ① 銀行振込の場合は当社が入金を確認したとき
 - ② 運転免許クレジットの場合はお客様の審査申込み手続きが完了し、信販会社が当社へクレジット引受け通知を発したとき

(3) お申し込み条件

- 1. お客様のご都合により合宿教習を中断すること、一時帰宅することはできません。ただし、自動車教習所の許可があるときは、再入校時点の教習料金との差額や交通費の追加負担等特別条件を付加してお受けすることがあります。
- 2. 複数名でお申し込み頂いた後、一部のお客様が本契約を変更又は解除する場合、他のお客様全員の契約条件が変更となります。
- 3. 当社は、お客様が次に該当する場合、可能且つ合理的な範囲内でこれに応じることと致しますが、手配することができないときは、お申し込みの承諾後や本契約が成立した後であっても、本契約を解除する場合があります。
 - ①持病、心身の障害、アレルギー、妊娠又は妊娠の可能性があり特別な配慮が必要であることを知ったとき
 - ② 行政処分等を受けていることを知ったとき
 - ③ 運転適性相談、医師の診断等当社が求める手続きがされないとき
 - ④ 虚偽の申告を行ったとき
- 4. 当社は、次に該当する場合、何らの責任を負うことなく、お申し込み及び本契約の締結を解除致します。
 - ①お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、又は合宿教習の円滑な実施を妨げるおそれがあると当社が判断したとき
 - ② 暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者又は反社会的勢力と関係すると知ったとき
 - ③当社に対し、暴力的な要求行為、不当な要求行為、脅迫的な言動もしくは暴力を用いる行為又はこれに準ずる行為を行ったとき

(4) 合宿教習開始前の本契約の変更及び解除

- 1. お客様は、いつでも表 1 の取消料をお支払いいただくことにより、本契約を変更又は解除することができます。なお、本契約の変更又は解除は、当社受付窓口の営業時間内に限り受付けます。
- 2. 本契約の変更又は解除に伴って生じる交通費、航空券、船車券、前後泊等の取消料等費用は、お客様の負担と致します。
- 3. 当社は、お客様が当社の指定する入校日又は集合時刻に遅れ、合宿教習に参加できない場合の責任は一切負いかねます。この場合、本契約はお客様により変更又は解除されたものとして取り扱うと共に、表 1 の取消料を申し受けます。

■表1:取消料

| キャンセル規定 | 取消料(お一人当たり) |
|-------------------------------------|---------------|
| 契約成立日~入校日 21 日前まで | 5,000 円 (税込) |
| 入校日 20 日前に当たる日から 11 日前に当たる日までの変更・解除 | 10,000 円 (税込) |
| 入校日 10 日前に当たる日から入校日前日に当たる日までの変更・解除 | 20,000 円 (税込) |
| 入校日当日以降の変更・解除及び無連絡不参加 | 30,000 円 (税込) |

4. 本契約を変更又は解除する場合の返金額、返金方法、返金時期は入校する自動車教習所の規則によります。

- 4. 当社は、本契約が変更又は解除されたときは、既にお支払いいただいている教習料金又は申込金から所定の取消料を差し引いた残額を返金するか、もしくは運転免許クレジットご利用の場合は請求書の請求により所定の取消料を申し受けます。この場合、返金時の手数料等実費はお客様の負担と致します。
- 5. お客様は、本契約の成立以降次の事由が生じた場合、取消料を負担せずに本契約を変更又は解除することができます。この場合、返金時の手数料等実費は当社の負担と致します。
 - ①自動車教習所の事情により、卒業予定日が延期された場合
 - ②自動車教習所の事情により、合宿教習料金が増額された場合
 - ③ 自然災害、パンデミック、騒擾・暴動、テロ攻撃、代替不能な公共交通機関の運休、官公署の命令により合宿教習の安全且つ円滑な実施が不可能となるか、又は不可能となる可能性が極めて大きい場合

(5) 合宿教習開始後の本契約の変更及び解除

- 1. お客様の都合により、自動車教習所への入校手続きを行った後に本契約を変更または解除する場合、自動車教習所の基準により、教習料金から入所金、教材費、受講済の教習料金、検定試験手数料、その他お客様の負担すべき費用を差し引いた残金を返金致します。
- 2. お客様が、合宿教習開始後のケガ、病気、その他の理由により合宿教習の継続に耐えられないとき、当社は本契約の一部を解除することがあります。 その責任が当社にない場合、解除に伴う帰宅費用等はお客様の負担と致します。
- 3. お客様の故意、過失、法令違反、公序良俗に反する行為、迷惑行為、自動車教習所規則違反により円滑な合宿教習継続に支障が生じるか、その可能性が極めて高い場合、当社は合宿教習開始後であっても本契約を解除することがあります。その場合、第1項の費用の他に損害の賠償を申し受けます。

(6) 合宿教習開始後の日程の変更

- 1. 当社がお客様にあらかじめ提示する卒業予定日とは、自動車教習所が定める合宿教習予定を全て期日通りに修了した場合に卒業可能な日を指します。 学科試験や技能検定の合否、自然災害等の影響による教習中止により合宿教習予定を期日通りに修了しないとき、卒業予定日に関わらず卒業日は延長となります。この場合、当社は旅程保証の対象外として取り扱います。
- 2. 卒業日が延長となる場合、お客様より追加教習費用等をお支払いいただきます。但し、あらかじめ追加費用等を含む場合、自然災害等の影響による卒業日延長の場合は、契約に定める日数又は回数までお客様のお支払いは生じません。

- 3. 道路交通法の定める実技教習課程の修了もしくは修了検定に合格する見込がないと自動車教習所管理者が判断した場合、仮免許学科試験に3回不合格の場合は、合宿教習日程を中断し、お客様には一時帰宅頂きます。このときの交通費はお客様の負担と致します。
- 4. 前項の場合、一時帰宅後の合宿教習日程の再開は、仮免許学科試験の合格、再入校時点の教習料金との差額や交通費の追加負担等特別条件の付加を改めてお客様へ提示し、ご承諾頂いた上でお受け致します。

(7) 宿舎の変更

- 1. 合宿教習期間中に滞在する宿舎は、あらかじめ当社が施設名を確約した場合を除き、同等の施設の中から当社が任意に指定致します。
- 2. 当社は、合宿教習期間中に、宿舎又は宿泊室の移動を行う場合があります。この場合、同等の施設への移動となります。
- 3. 前項でいう同等の施設とは、宿泊室における一人当たりの広さ、付帯設備に著しい格差がない施設を指します。自動車教習所からの距離、周辺の環境、 築年数や改装時期はこれに含みません。
- 4. お客様単独又は複数名で宿泊室を専有する契約の場合、宿泊室を専有することができる期間は、当社がお客様にあらかじめ提示する卒業予定日を限度と 致します。卒業予定日を超過して合宿教習を受講する場合、原則として当社指定の空部屋をご利用いただきます。

(8) 国内旅行傷害保険

1. 当社は、当社に責任が生ずるか否かに関わらず、旅行業約款募集型企画旅行契約の部の特別補償規程により、お客様が合宿教習に参加する期間中に急激且つ偶然な外来の事故により、その生命、身体、又は携行品に発生した損害を表2の範囲で補償致します。

■表 2: 補償

| =XZ·IIIIX | |
|----------------------------------|----------|
| 補償項目 | 補償金額 |
| 賠償責任補償金(免責金額(自己負担額)0円) | 3,000 万円 |
| 死亡補償金 | 300 万円 |
| 後遺障害補償金(既に支払った後遺障害補償金がある場合は差額以内) | 300 万円 |
| 入院見舞金 | 3,000 円 |
| 通院見舞金 | 2,000 円 |
| 携行品損害補償金(免責金額(自己負担額)3,000円) | 5 万円 |

- 2. 傷害に関する保険金をお支払いしない主な場合
 - ・ご契約者、保険の対象となる方の故意または重大な過失によるケガ
 - ・保険金受取人の故意または重大な過失によるケガ(その方が受け取るべき金額部分)
 - ・けんかや自殺行為・犯罪行為によるケガ
 - ・無免許運転中、酒気帯び運転、麻薬等を使用しての運転中に生じた事故によるケガ
 - ・脳疾患、疾病、心神喪失によるケガ
 - ・妊娠、出産、早産、流産によるケガ
 - ・外科的手術その他の医療措置(保険金が支払われるケガを治療する場合を除きます。)によるケガ
 - ・地震もしくは噴火またはこれらによる津波によるケガ
 - ・戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動によるケガ
 - ・ピッケル・アイゼン等の登山用具を使用する山岳登はん、職務以外での航空機操縦、ボブスレー、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗等の危険 な運動中のケガ
 - ・自動車等の常用具を用いて競技・試運転・競技場でのフリー走行等を行っている間のケガ
 - ・むちうち症、腰痛その他の症状で医学的他覚所見のないもの
- 3. 賠償責任保険金をお支払いしない主な場合
 - ・ご契約者または保険の対象となる方の項による損害賠償責任
 - ・職務の遂行に直接起因する損害賠償責任(仕事上の損害賠償責任)
 - ・受託品に対する損害賠償責任(宿泊施設の客室に与えた損害はお支払いの対象となります。)
 - ・車両(ゴルフカート、レンタカーを含みます。)、原動機付自転車、航空機、船舶(モーターボートを含みます。)、銃器(空気銃を除きます。)の所有・ 使用・管理に起因する損害賠償責任
- 4. 携行品損害保険金をお支払いしない主な場合
 - ・ご契約者、保険の対象となる方または保険金受取人の故意または重大な過失による損害
 - ・無免許運転、酒気帯び運転、麻薬等を使用しての運転中に生じた事故による損害
 - ・地震もしくは噴火またはこれらによる津波による損害
 - ・保険の対象が通常有する性質や性能の欠如、自然の消耗、性質による変質・変色
 - ・単なる外観の損傷で機能に支障をきたさない損害
 - ・戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動による損害
 - ・核燃料物質の有害な特性等による損害
 - ・携行品の置き忘れ、紛失
 - ・差し押さえ、破壊等の公権力の行使(火災消防・避難処置はお支払いの対象となります。)
 - ・ピッケル・アイゼン等の登山道具を使用する山岳登坂、ハンググライダー搭乗等を行っている間に生じたその運動用具の損害等
- (9) 最少催行人員及び添乗員の同行

特に記載がないプランの最少催行人員は1名です。

全てのプランで添乗員は同行致しません。

2024年8月1日発効

株式会社 TDG ホールディングス(ほめちぎる教習所 伊勢)

代表取締役 加藤光一

〒519-0503 三重県伊勢市小俣町元町 1648-10

三重県知事登録旅行業 第 3-398 号

国内旅行業務取扱管理者 加藤真吾

(お客様のご依頼がある場合には、上記のものが説明を行ないます) 問い合わせ先電話番号 0800-200-4555 (月~土) 10:00 ~ 18:00